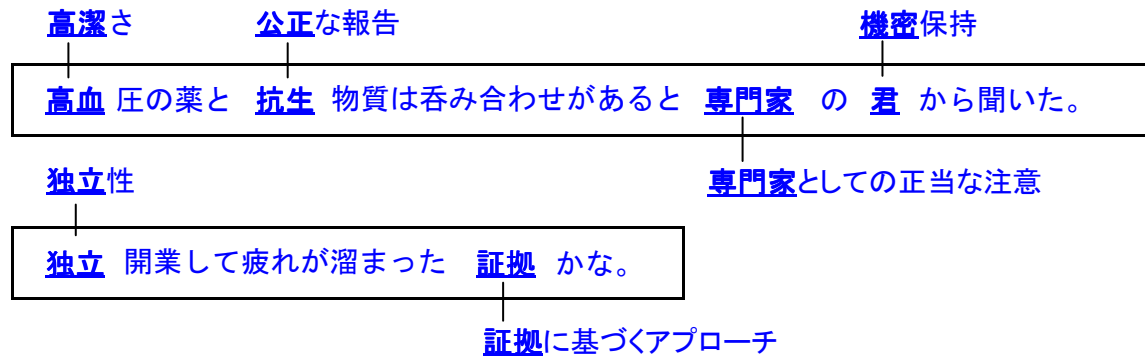


4. 監査の原則

監査は幾つかの原則に準拠しているという特徴がある。これらの原則は、組織がそのパフォーマンス改善のために行動できる情報を監査が提供することによって、経営方針及び管理業務を支援する効果的、かつ、信頼のおけるツールとなるのを支援することが望ましい。適切で、かつ、十分な監査結論を導き出すため、そして、互いに独立して監査を行ったとしても同じような状況に置かれれば、どの監査員も同じような結論に達することができるようにするためには、これらの原則の順守は、必須条件である。

この規格の箇条 5～7 で示す手引は、次に概要を示す六つの原則に基づく。

【語呂合わせ】



a) 高潔さ: 専門家であることの基礎

監査員及び監査プログラムの管理者は、次の事項を行うことが望ましい。

- －自身の業務を正直に、勤勉に、かつ責任感をもって行う。
- －適用される法的要求事項全てに対し、注目し、順守する。
- －自身の業務を実施するに当たり、力量を実証する。
- －自身の業務を、公平な進め方で、すなわち、全ての対応において公正さをもち、偏りなく行う。
- －監査の実施中にもたらされ得る、自身の判断への影響全てに対し、敏感である。

b) 公正な報告: ありのままに、かつ、正確に報告する義務

監査所見、監査結論及び監査報告は、ありのままに、かつ、正確に監査活動を反映することが望ましい。監査中に遭遇した顕著な障害、及び監査チームと被監査者との間で解決に至らない意見の相違について報告することが望ましい。コミュニケーションはありのままに、正確で、客観的で、時宜を得て、明確かつ完全であることが望ましい。

c) 専門家としての正当な注意: 監査の際の広範な注意及び判断

監査員は、自らが行っている業務の重要性、並びに監査依頼者及びその他の利害関係者が監査員に対して抱いている信頼に見合う正当な注意を払うことが望ましい。専門家としての正当な注意をもって業務を行う場合の重要な点は、全ての監査状況において根拠ある判断を行う能力をもつことである。

d) 機密保持: 情報のセキュリティ

監査員は、その任務において得た情報の利用及び保護について慎重であることが望ましい。監査情報は、個人的利益のために、監査員又は監査依頼者によって不適切に、又は、被監査者の正統な利益に害をもたらす方法で使用しないことが望ましい。この概念は、取扱いに注意を要する又は機密性のある情報の適切な取扱いを含む。

e) 独立性: 監査の公平性及び監査結論の客観性の基礎

監査員は、実行可能な限り監査の対象となる活動から独立した立場にあり、全ての場合において偏り及び利害抵触がない形で行動することが望ましい。内部監査では、監査員は監査の対象となる機能の運営管理者から独立した立場にあることが望ましい。監査員は、監査所見及び監査結論が監査証拠だけに基づくことを確実にするために、監査プロセス中、終始一貫して客観性を維持することが望ましい。小規模の組織においては、内部監査員が監査の対象となる活動から完全に独立していることは難しい場合もあるが、偏りをなくし、客観性を保つあらゆる努力を行うことが望ましい。

f) 証拠に基づくアプローチ: 体系的な監査プロセスにおいて、信頼性及び再現性のある監査結論に到達するための合理的な方法

監査証拠は、検証可能なものであることが望ましい。監査は限られた時間及び資源で行われるので、監査証拠は、一般的に、入手可能な情報からのサンプルに基づくであろう。監査結論にどれだけの信頼をおけるかということと密接に関係しているため、サンプリングを適切に活用することが望ましい。